

建設工事入札参加者に係る資格格付要領

(目的)

第1条 兵庫県建設工事入札参加者選定要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する格付等級の算定については、この要領の定めるところによる。

(総合数値)

第2条 総合数値は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29の規定に基づく総合評定値（経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定結果に係る数値をいう。以下同じ。）に技術評価数値、社会貢献評価数値及び資格制限・指名停止数値を合算した数値（以下「技術・社会貢献評価数値」という。）を加算して算定するものとする。

(総合評定値)

第3条 入札参加を希望する工事の種類について、要綱別表第1において必要とされる建設業法上の許可業種が複数ある場合の総合評定値は、そのうち最も大きなものとする。

(技術・社会貢献評価数値)

第4条 技術・社会貢献評価数値に係る項目、反映する期間、要件及び点数は、別表のとおりとする。

- 2 各入札参加資格者に係る技術評価数値、社会貢献評価数値及び資格制限・指名停止数値は、別表の項目のうち当該入札参加資格者が該当する項目の点数を合算した数値とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成7年9月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成14年2月1日から施行する。ただし、第4条第2号及び第3号の規定は平成14年7月1日から適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領第2条及び第4条の規定は、平成15年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。

(施行期日)

この要領は、平成16年2月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号の規定は、平成16年7月1日から適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の要領第4条の規定は、平成16年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の要領第4条の規定は、平成17年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の要領第4条の規定は、平成18年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の要領第4条の規定は、平成19年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の要領第4条の規定は、平成20年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。

(施行期日)

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成24年3月23日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に改正前の要領別表の社会貢献評価数値における項目8(1)の要件に該当し、平成25年度の資格格付に適用された者に係る点数については、改正後

の要領別表において当該項目の点数に規定する基準点とする。

- 3 この要領の施行の日前に改正前の要領別表の社会貢献評価数値における項目8(8)又は(9)の要件に該当し、平成25年度若しくは平成26年度の資格格付に適用された者に係る点数の反映する期間については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

【技術評価数値】

項目	反映する期間	要件	点数
1 ISO9001 認証取得	建設工事入札参加資格者となった日からその資格の有効期間の末日まで。ただし、建設工事入札参加資格審査申請以後その翌年の3月末までに要件を欠いた場合は、その翌年の6月末まで。	建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、登録を希望する本店又は支店等営業所全てが、JISQ9001:2008（ISO9001:2008）を公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証されている場合	16点
2 CPDS、 CPD（継続 学習制度）単 位取得者在 籍		一般土木工事の入札に参加を希望する者が、建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の入札参加資格者名簿更新の申請時に、5年前の直前の1月1日以降に一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）における学習履歴を20ユニット以上取得している職員を在籍させている場合	各6点
		造園工事の入札に参加を希望する者が、建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、5年前の直前の1月1日以降に造園CPD協議会（事務局：公益社団法人日本造園学会）の造園CPD（継続教育）制度における学習履歴を50単位以上取得している職員を在籍させている場合	
		建築一式工事の入札に参加を希望する者が、建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、5年前の直前の1月1日以降に建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）の建築CPD（継続教育/職能開発）情報提供制度における学習履歴（公益社団法人兵庫県建築士会の継続能力開発（CPD）制度における学習履歴を含む。）を50認定時間以上（建築士分）取得している職員（建築士）を在籍させている場合	
3 さわやかな 県土づくり 賞受賞	受賞年度の翌年度の7月1日から2年間	さわやかな県土づくり賞を受賞した場合	16点
4 人間サイ ズのまちづ くり賞受賞		人間サイズのまちづくり賞（知事賞）を受賞した場合	8点
5 兵庫県優 秀施工者賞 受賞		被雇用者が兵庫県優秀施工者賞を受賞した場合	4点
6 VE提案	要件に該当した年度の翌年度の7月1日から2年間	(1) 県が発注する建設工事の入札参加申込時において技術提案を行い、提案内容がVE提案を審査する機関から適正と認められた場合 (2) (1)に該当し、落札者となった場合 (3) 県と契約した建設工事の施工時において技術提案を行い、提案内容がVE提案を審査する機関から一定の水準に達していると認められた場合 (4) (3)に該当し、当該提案が採用された場合	左記要件に該当するごとに8点（上限48点）
7 建設労働 災害防止活 動	活動年度の翌年度の7月1日から2年間	建設業労働災害防止協会兵庫県支部の会員で、同協会が実施する講習会、研修会、安全大会等に参加して労働災害の防止に取り組んだ場合	6点

項目	反映する期間	要件	点数																						
8 工事成績	建設工事入札参加資格者名簿の更新日（各年度の7月1日（以下この項において「名簿更新日」という。）から1年間	<p>①一般土木工事、②アスファルト舗装工事、③造園工事、④建築一式工事、⑤電気工事及び⑥管工事のいずれかの工種の入札に参加を希望する者が、名簿更新日の直前8年度間に当該工種の県発注工事を完成して工事成績評定点を有する場合</p> <p>点数は、その者の入札参加を希望する工種の平均工事成績点に応じて下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="933 600 1449 1055"> <thead> <tr> <th>平均工事成績点</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td> <td>120点</td> </tr> <tr> <td>80点から84点まで</td> <td>90点</td> </tr> <tr> <td>75点から79点まで</td> <td>60点</td> </tr> <tr> <td>70点から74点まで</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>65点から69点まで</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>60点から64点まで</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td>59点以下</td> <td>-40点</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平均工事成績点の算定</p> <p>ア 各工種の入札に参加を希望する者の平均工事成績点は、その者が名簿更新日の直前8年度間（次の表の左欄に掲げる名簿更新日から1年を経過するまでの間にあっては、それぞれ同表の右欄に定める対象年度の期間）に完成した当該工種の県発注建設工事の工事成績評定点の平均点（小数点以下切捨て）とする。</p> <table border="1" data-bbox="667 1301 1449 1469"> <thead> <tr> <th>名簿更新日</th> <th>対象年度の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年7月1日</td> <td>平成21年度から平成26年度までの期間</td> </tr> <tr> <td>平成28年7月1日</td> <td>平成21年度から平成27年度までの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 共同企業体の構成員としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の工事成績評定点も含めて平均工事成績点を算定する。</p>	平均工事成績点	点数	85点以上	120点	80点から84点まで	90点	75点から79点まで	60点	70点から74点まで	30点	65点から69点まで	0点	60点から64点まで	-20点	59点以下	-40点	名簿更新日	対象年度の期間	平成27年7月1日	平成21年度から平成26年度までの期間	平成28年7月1日	平成21年度から平成27年度までの期間	
平均工事成績点	点数																								
85点以上	120点																								
80点から84点まで	90点																								
75点から79点まで	60点																								
70点から74点まで	30点																								
65点から69点まで	0点																								
60点から64点まで	-20点																								
59点以下	-40点																								
名簿更新日	対象年度の期間																								
平成27年7月1日	平成21年度から平成26年度までの期間																								
平成28年7月1日	平成21年度から平成27年度までの期間																								

【社会貢献評価数値】

項目	反映する期間	要件	点数										
1 障害者雇用	建設工事入札参加資格者となった日からその資格の有効期間の末日まで。ただし、建設工事入札参加資格審査申請以後その翌年の3月末までに要件を欠いた場合は、その翌年の6月末まで。	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定により身体障害者又は知的障害者の雇用に関する状況の厚生労働大臣への報告義務を有する者が、建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時の直前の6月1日において身体障害者又は知的障害者である労働者（以下「障害者」という。）を雇用している場合</p> <p>点数は、障害者の雇用状況に応じて下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="730 618 1453 936"> <thead> <tr> <th>障害者の雇用状況</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定雇用障害者数以上</td> <td>40点</td> </tr> <tr> <td>法定雇用障害者数の3分の2（1人未満切捨て。以下同じ）以上</td> <td>24点</td> </tr> <tr> <td>法定雇用障害者数の3分の1以上3分の2未満</td> <td>16点</td> </tr> <tr> <td>法定雇用障害者数の3分の1未満</td> <td>8点</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）「法定雇用障害者数」は、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定めるところによる。</p>	障害者の雇用状況	点数	法定雇用障害者数以上	40点	法定雇用障害者数の3分の2（1人未満切捨て。以下同じ）以上	24点	法定雇用障害者数の3分の1以上3分の2未満	16点	法定雇用障害者数の3分の1未満	8点	<p>20点</p>
障害者の雇用状況	点数												
法定雇用障害者数以上	40点												
法定雇用障害者数の3分の2（1人未満切捨て。以下同じ）以上	24点												
法定雇用障害者数の3分の1以上3分の2未満	16点												
法定雇用障害者数の3分の1未満	8点												
2 ひょうご障害者ハート購入企業認定	要件に該当した年度の翌年度の7月1日から1年間	ひょうご障害者ハート購入企業として認定を受けた場合	8点										
3 環境負荷削減活動	建設工事入札参加資格者となった日からその資格の有効期間の末日まで。ただし、建設工事入札参加資格審査申請以後その翌年の3月末までに要件を欠いた場合は、その翌年の6月末まで。	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア ISO14001認証取得 建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、登録を希望する本店及び支店等営業所の全てが、JISQ14001:2004（ISO14001:2004）をJAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証されている場合</p> <p>イ エコアクション21認証取得 建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、登録を希望する本店及び支店等営業所の全てが、一般財団法人持続性推進機構から認証されている場合</p>	16点										

項目	反映する期間	要件	点数														
4 建設雇用改善優良事業所兵庫県知事表彰	表彰年度の翌年度の7月1日から2年間	建設雇用改善優良事業所兵庫県知事表彰を受けた場合	8点														
5 兵庫県納税功労者表彰	表彰年度の翌年度の7月1日から2年間	兵庫県納税功労者表彰を受けた場合	4点														
6 ひょうご優良経営賞受賞	受賞年度の翌年度の7月1日から2年間	ひょうご優良経営賞を受賞した場合	6点														
7 男女共同参画社会づくり協定締結	建設工事入札参加資格者となった日からその資格の有効期間の末日まで。ただし、建設工事入札参加資格審査申請以後その翌年の3月末までに要件を欠いた場合は、その翌年の6月末まで。	建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、兵庫県の男女共同参画社会づくり条例（平成14年条例第11号）第13条の規定に基づき、県と男女共同参画社会形成に係る協定を締結している場合	8点														
8 子育て応援協定締結	建設工事入札参加資格審査申請以後その翌年の3月末までに要件を欠いた場合は、その翌年の6月末まで。	建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、兵庫県子育て応援協定要綱に基づく子育て応援協定で家庭に配慮した取組を行うことについて県と協定を締結している場合	8点														
9 社会貢献活動等	(1) 県と災害応急対策業務に関する協定締結 要件に該当した年度の翌年度の7月1日から2年間	次のいずれかに該当する場合 ア 災害発生時に、県から支援要請できる次の協定締結等をした場合 ① 災害時における応急対策業務に関する協定締結 ② 災害対策等緊急連絡網への登録 ③ 被災建築物応急危険度判定士の在籍 イ 緊急小規模工事請負契約を締結した場合 ウ 道路除雪又は路面凍結防止業務の委託契約を締結した場合 点数は、格付けに使用する経営事項審査結果の建設機械保有台数に応じて下表のとおりとする。															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設機械保有台数</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5台以上</td> <td>22点</td> </tr> <tr> <td>4台</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>3台</td> <td>18点</td> </tr> <tr> <td>2台</td> <td>16点</td> </tr> <tr> <td>1台</td> <td>14点</td> </tr> <tr> <td>0台</td> <td>(基準点) 12点</td> </tr> </tbody> </table>	建設機械保有台数	点数	5台以上	22点	4台	20点	3台	18点	2台	16点	1台	14点	0台	(基準点) 12点	
建設機械保有台数	点数																
5台以上	22点																
4台	20点																
3台	18点																
2台	16点																
1台	14点																
0台	(基準点) 12点																
	(2) 県からの協定等に基づく要請による出動	災害発生時に、(1)の協定に基づき、県からの要請を受けて出動した場合	16点														

項目	反映する期間	要件	点数												
(3) 地域づくりのために資する重要な活動	要件に該当した年度の翌年度の7月1日から2年間	県の条例、県との協定等に基づいた「県が関係する地域づくり活動」への主体的な参加又はその推進に係る県との協働を行った場合	8点												
(4) 県が管理する道路、河川等の公共施設への愛護活動		県が管理する道路、河川等の公共施設において、清掃・美化、除草、草刈り、植樹（低木）管理、植栽等の快適な生活環境を創出する活動を行った場合	6点												
(5) 県の関係事業に対する支援		県又は県の関係事業（県が実施する事業、県との協定に基づいて関係団体が実施する事業及び県が関係団体に委託した事業）に対して寄附を行った場合	6点												
(6) 就業体験事業等への協力	要件に該当した年度の翌年度の7月1日から2年間。ただし、イの場合は1年間。	次のいずれかに該当する場合 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第6章に定める県内の工業高等学校（工業系の学科のある高等学校を含む。）、同法第10章に定める県内の工業高等専門学校、同法第11章に定める県内の専修学校、同法第12章に定める県内各種学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づいて設置された県立職業能力開発施設で実施された就業体験事業等に協力した場合 イ 元請業者として下請契約を締結した建設工事において、当該下請業者がアに規定する就業体験事業等に協力した場合	8点												
(7) 若年技術者の新規採用	要件に該当した年度の翌年度の7月1日から2年間。ただし、加点の対象となった若年技術者を当該翌年度に雇用していない場合は1年間。	<p>県内建設業者が若年技術者（29歳以下）を新規採用し、県に報告した場合</p> <p>点数は、採用人数に応じて下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>採用人数</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人以上</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>16点</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>12点</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>4点</td> </tr> </tbody> </table>	採用人数	点数	5人以上	20点	4人	16点	3人	12点	2人	8点	1人	4点	
採用人数	点数														
5人以上	20点														
4人	16点														
3人	12点														
2人	8点														
1人	4点														
(8) 地域安全まちづくり活動	要件に該当した年度の翌年度の7月1日から2年間	ひょうご地域安全まちづくり推進協議会が実施する地域安全まちづくり活動に参加して安全で快適なくらしを実現するための活動に取り組んだ場合	6点												
(9) 保護観察対象者等の雇用	要件に該当した年の翌年の7月1日から2年間。ただし、イの場合は1年間。	次のいずれかに該当する場合 ア 保護観察対象者等を雇用した場合 イ 元請業者として、保護観察対象者等を雇用した下請業者を活用した場合	16点												
(10) 建設業暴力追放活動	要件に該当した年の翌年の7月1日から2年間	公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターが実施する不当要求防止責任者講習会又は同講習会と同等と認められる研修会等に参加して暴力団による不当な影響の排除に取り組んだ場合	6点												

【資格制限・指名停止数値】

項目	反映する期間	要件	点数
1 資格制限	資格制限年度の翌年度の7月1日から1年間	県の入札参加資格制限を受けた場合	-16点
2 指名停止	指名停止措置年度の翌年度の7月1日から1年間	県から6か月以上の指名停止措置を受けた場合	-16点